

子育て世帯生活支援特別給付金【ひとり親世帯分】申請書類一覧

～提出書類～ 申請期限：令和4年2月28日（月）

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』☆
※必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本をご用意ください。
※すでに児童扶養手当の認定を受けている方は必要ありません。
- 『簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用)』☆
※必要事項を記入し、令和2年2月以降(任意の1か月分だが、申請月に可能な限り近接した月分)の給与明細書、年金振込通知書等の収入額がわかる書類を添付してください。

～状況により必要となる書類～

- 『簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者用)』☆
※扶養義務者(父母・祖父母・子・孫・兄弟姉妹)と同居している場合に必要となります。
※必要事項を記入し、令和2年2月以降(任意の1か月分だが、申請月に可能な限り近接した月分)の給与明細書、年金振込通知書等の収入額がわかる書類を添付してください。
- 『簡易な所得見込額の申立書(申請者本人及び扶養義務者用)』☆
※『簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用又は扶養義務者用)』を記入した際に、【要件】を満たさなかった場合に必要となります。
※【収入要件】を満たさなくても、【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

※申請書及び申立書等(☆)は、子ども家庭課の窓口にもご用意しております。